



**「労災かきし」は
犯罪です。**

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、
所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

岩手労働局

労災事故があった場合、所轄の労働基準監督署に 「労働者死傷病報告」の提出が必要です！

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類	
81001 031018765432100000										建設工事業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)											
カナ カブシキガイシャイワテロウドウケンセツコウギョウ											
漢字 株式会社岩手労働建設工業											
工事名											
労働ビル新築工事											
職員記入欄											
派遣先の事業の労働保険番号											
事業場の所在地											
岩手県盛岡市内丸7-25 電話 ▲▲▲(000)××××											
労働・基準共同企業体											
郵便番号											
020-0023											
労働者数											
33人											
発生日時(時間は24時間表記とすること。)											
7:平成 7220401 13時45分											
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)											
カナ ロウドウ タロウ											
漢字 労働 太郎											
生年月日											
5470131 (38)歳											
性別											
男											
職種											
杭打工											
経験期間											
02 月											
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)											
休業見込 2 日 死亡											
傷病名											
右中足骨骨折											
傷病部位											
右足											
被災地の場所											
岩手県盛岡市大通〇〇											
災害発生状況及び原因											
ビル新築工事現場で造成杭打設完了後、杭穴の養生を行う為に敷鉄板(6m×1.4m、重さ約1.6t)を移動式クレーンで吊り敷き込む作業を行っていた。											
鉄板を50cm程度巻き上げた時に、鉄板に掛けたクランプが外れてしまい、鉄板が落下し右足つま先をはさまれ被災した。											
略図(発生時の状況を図示すること。)											
<p>クランプの掛りがあまかった為はずれた</p> <p>落下</p>											
職員記入欄											
報告書作成者 職氏名 労務安全課長 安全 次郎											
起原物 事故の型 発注者種類 事業場区分 業務上疾病 自由設定項目											

平成●●年 ●月 ●日

事業者職氏名 (株) 岩手労働建設工業

●● 労働基準監督署長殿

代表取締役 盛岡 三郎

受付印

(物品番号 648006) 22. 3